

別紙 2

平成 27 年 10 月 28 日 (水)

第34回 (第 4 期第 7 回) 水源環境保全・再生かながわ県民会議 議題連絡票

委員氏名 坂井 マスミ

件 名	会議に提出された議題 (意見) の検討過程と議題提案制度 その手続き過程の透明性
論 点 ※議論の内容・ポイントを具体的に記入してください。	<p>委員が提出する議題や意見は県への正式書類であり、取り扱いや手続き透明性やその議論のあり方について、県民会議で議論する必要がある。</p> <p>【理 由】</p> <p>1. 平成 24 年から、県民会議委員は、会議開催にあたって議題を提案できることになったが、</p> <p>(1) 平成 24 年度に 3 件、平成 27 年度に 1 件、計 4 件の議題を提出したが、内容について議論されることが一度もなかった。</p> <p>(2) 提出資料が会議で配布されないことがあった。</p> <p>(3) 議題の検討経緯や採用されなかった理由の説明が一度もなかった。</p> <p>2. その際提出した議題の提出日とその趣旨は以下の通りである。</p> <p>・平成 24 年度</p> <p>① 平成 24 年 10 月 26 日付 第 22 回 (第 3 期第 3 回) 「次世代林家育成プログラムの開発と、小規模経営林家の奨励」 3 頁 担当者から「議論無用とのコメント共に委員宛に送信。その後、森林再生課で職員 3 人に説明する時間を 1 時間与えられたが、森林再生課と水源環境保全課職員の 2 人から約 10 分間、一方的に批判された。</p> <p>② 平成 25 年 3 月 11 日 (月) 第 23 回 (第 3 期第 4 回) 「平成 39 年度以降を視野に入れた、担い手の確保策を考える。」 2 頁</p> <p>③ 平成 25 年 3 月 11 日 (月) 付 第 23 回 (第 3 期第 4 回) 「地震災害対策推進条例に伴う危険地域の洗い出しと、施策の優先順位等」 1 頁</p> <p>・平成 27 年度</p> <p>④ 平成 27 年 8 月 14 日 (金) 付 第 33 回 (第 5 期第 2 回) 「7 月 26 日 (日) 10:30~17:00 まで横浜シンポジウムで開催された県民フォーラム失敗の原因究明と今後の対応」 1 頁 配布もされず。</p> <p>3. 同様の趣旨の主張は、それ以外の機会にも述べている。</p> <p>・平成 25 年度</p> <p>⑤ 平成 26 年 2 月 拡大施策調査専門委員会 発言 「神奈川県に必要なのは林産物のマーケットイン戦略である」 座長：「何のことかわからない」 その後自然環境保全センターより、私の発言は間伐材の搬出促進に関連する提案であるとの補足があった。(会議録未公開)</p>

	<p>・平成26年度</p> <p>⑥平成26年11月27日 第30回（第4期第3回）会議発言 「自助に対する公助の介入が大きすぎないか、県民に点検するための判断材料を提供する必要がある」 「水源地域に投下された水源環境税の経済効果と連関の点検が必要」 座長：「重要ではあるがなかなか難しい」 「高度なことを要望されている」 「御指摘は誠にもっともなとおりに」 「補助制度というのはある種の行政が民間に対する支援の仕組みで、支援し過ぎたり、個人資産を増やすこともある。どこまでどういうことをやるのが結果としてよい効果、社会全体としての便益につながっていくのかということを見なければいけない、そういう御指摘は私も非常に同感するところがある。」</p> <p>・平成27年度</p> <p>⑦平成27年8月31日 第33回（第5期第2回）会議資料6-3 「次期実行5か年計画に関する意見書」最終案に対する意見について」 ①②③⑤⑥を噛み砕いて解説し根拠を示すと共に、新たな提案をした。会議の前に座長から「意見は預かせてほしい」との電話があった。私は、就任時から主張は一貫しており今初めて出したものではなく、わからないと言われたのでわかるように表現を変えただけと伝えた。</p> <p>4. 取り上げられなかった理由の確認を求める根拠</p> <p>(1) 私が提案してきたテーマはその後示された国の新たな方針に沿ったものとなり、合理性がある。</p> <p>(2) 行政の果たすべき公助と自助のあり方の観点から説明するとともに、水源環境保全税が内包する問題の解決に資する内容を含んでいる。</p> <p>(3) 関係各方面からの意見聴取を継続し、意見の合理性を確認してきた。</p> <p>ア 林業会社・森林組合、自伐林家、自伐型林業推進協会、製材所・工務店 イ 森林NPO、企業のCSR担当者、森林野生生物関係団体、猟師 ウ 林業経営専門家、森林環境系コンサル経験者、ローカルベンチャー エ 林野庁・森林総研、自治体(林務・公共建築・災害対策・観光担当部署) オ 地方再生専門家・NPO、ソーシャルビジネス経営者、その他</p> <p>5. 順応的管理が県民からの信頼を得るには、最新の情報と議論が必要。</p> <p>(1) 5年ごとの事業の見直しには、最新の情報に基づく意見と議論、特に国や他県の新しい森林政策との比較検討を行うこと。</p> <p>(2) 丹沢は脆く、また公助（環境と自然保護）で守れるほど狭くないことを肝に銘じ、多様な後継者の育成を怠らないこと。</p> <p>(3) 森林の多様な価値を見直し林業の改善努力を行うべきで、一般競争入札のような安易な事業者丸投げを厳に慎むこと。</p>
資料提出	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 過去に提出した議題提案書と意見 ①～⑦

※ 該当がある場合は、10月28日(水)までにファクシミリ又はメールにて提出願います。